IASB概念フレームワークに関する 説明会報告

国際会計基準審議会(IASB)の概念フレームワーク・プロジェクトに関する説明会(以下「本説明会」という。)が、2013年1月25日、IFRS財団アジア・オセアニアオフィス(AOO)にて開催された。AOOによる日本の関係者の理解促進の一環である。本説明会には、IASBから、鶯地隆継理事、Alan Teixeiraシニア・ディレクター、Sue Lloydシニア・ディレクター及び竹村光広AOOオフィス ディレクターが出席し、関係省庁、会計基準設定主体の関係者、企業、利用者、会計監査人などから約40名が参加した。本説明会では、Alan Teixeiraシニア・ディレクターよりプロジェクトの概要が説明された後、出席者との質疑応答が行われた。本稿では、概説と質疑応答に分けてその内容を紹介する。

概念フレームワーク・プロジェクトの概説

1. はじめに

IASBの概念フレームワークは、外部の利用者のための財務諸表の作成及び表示の基礎をなす諸概念を記述している。概念フレームワークの目的の1つに、将来の国際財務報告基準(IFRS)の開発と現行のIFRSの見直しに役立つことが挙げられているが、概念フレームワーク自体は基準書ではない。このため、仮に基準書と不整合となる場合には、基準書が優先されることに留意が必要である」。

IASBは、アジェンダ協議²などにおいて各方面から強く要望のあった概念フレームワークの改訂作業を、2015年の完成を目指して進めている。従前は段階的アプローチを採用し、

フェーズに分けて検討を行ってきたが、現在の計画では全体を一括して検討するアプローチによっている。 今後は、大きく分けて、①構成要素、 ②測定、③報告企業、④表示、⑤開 示という5つの分野をカバーするフ

レームワークを一括して開発することになる。

2. 過去の作業

過去の作業を一覧表にすると、次のとおりである。

概念フレームワーク・プロジェク

フェーズ	ステータス
A 目的及び質的特性	DP公表 - 2006年7月 ED公表 - 2008年5月 最終化 - 2010年9月
B 構成要素 (定義、認識及び認識の 中止)	資産の定義について暫定的に合意 その他の事項で一部議論もDPの公表な し
C 測 定	一部議論もDPの公表なし
D 報告企業	DP公表 - 2008年 5 月 ED公表 - 2010年 3 月
E 表示及び開示を含む財務報告の境界	作業されていないが、財務諸表の表示プロジェクトで概念的な議論を一部実施
F 概念フレームワークの目的	作業されていない
G 他の事業体への適用可能性	作業されていない
H フレームワーク全体の見直し	作業されていない

(凡例) DP:ディスカッション・ペーパー、ED:公開草案

(出典:本説明会における配付資料)

トは、開始当初、7年から10年程度 で完了する見込みであったが、前頁 の表のとおり、現時点ではフェーズ A「目的及び質的特性」のみが終了 するに止まっている。終了したフェー ズA「目的及び質的特性」は、次の ような内容となっている。

(1) 目的

第1章「一般目的財務報告の目的」 において、一般目的財務報告の目的 は次のように記述されている。

一般目的財務報告の目的は、現在 及び潜在的な投資者、融資者及び 他の債権者が企業への資源の提供 に関する意思決定を行う際に有用 な、報告企業についての財務情報 を提供することである。(OB 2 項)

財務報告には多様な利用者が存在 するが、目的の設定に当たっては、 どの利用者のニーズに焦点を当てる かがポイントとなる。基本的に、主 要な利用者は、投資者、融資者及び 他の債権者とされているが、それ以 外の関係者を完全に考慮外としてい るわけではない。

なお、従前使用していた慎重性 (prudence) を再度使用した方がよ いとの意見もあったが、これには懸 念もある。

(2) 質的特性

第3章「有用な財務情報の質的特 性」においては、「財務情報が有用 であるべきだとすれば、それは目的 適合的で、かつ、表現しようとして いるものを忠実に表現しなければな らない。財務情報の有用性は、それ が比較可能で、検証可能で、適時で、 理解可能であれば、補強される。」 (QC4項)とされている。

このように、質的特性は、基本的

な質的特性と補強的な質的特性から 構成される。補強的特性は基本的特 性を補うものである。

3. 現在進められている概念フレー ムワークの検討

(1) アプローチ

(開発主体)

前述したように、過去のフレーム ワークは米国財務会計基準審議会 (FASB) との共同プロジェクトであっ たが、現在進めているプロジェクト は、IASB単独のプロジェクトであ る。しかし、IASB以外の会計基準 設定主体の関与を完全に否定してい るものではない。また、各国の会計 基準設定主体に調査協力が行われて おり、例えば、企業会計基準委員会 (ASBJ) には、その他の包括利益 (OCI) に関する調査を依頼してい る。さらに、基準設定アドバイザリー・ フォーラム (ASAF) という新しい 組織の設置が提案されている。 ASAFの設置には賛同の意見が多く 寄せられ、設置に向けて進んでいる。 ASAFの最初のプロジェクトは、概 念フレームワークが予定されている。

(開発のアプローチ)

これまでとは異なり、全体を一括 して検討するアプローチで進めてい る。現在検討している5つの項目 (構成要素、測定、報告企業、表示 及び開示)は相互に関連しており、 最も重要なのはすべての項目の相関 関係であるため、こうしたアプロー チが合理的である。

(2) 対象となる項目についての検討 概要

① 構成要素

(定義)

既存の構成要素(資産、負債、資 本、収益及び費用)の定義を再検討 している。各構成要素の定義のポイ ントは次のとおりである。

資産:①企業が支配する資源、②過 去の事象の結果、③経済的便 益の流入が見込まれる

負債:①現在の債務、②過去の事象 から生じる、③経済的便益の 流出が見込まれる

資本:資産から負債を控除した後の 残余

収益及び費用:資産及び負債の定義 より導出

(現行定義に対する疑問点)

収益及び費用の定義は、資産及び 負債の定義から導かれている。これ を指して、IASBは損益計算を軽視 しているとの批判も聞かれるが、そ れは誤解であり、IASBは損益計算 も重視している。例えば、有形固定 資産は原価で測定され、消費を基礎 として減価償却を行い、その結果が 貸借対照表に計上される。ここで貸 借対照表の計上額を決めているのは、 (資産や負債の定義ではなく) 損益 計算をどのように行うべきかという 観点であり、損益計算上の要請が測 定値を決定している。

なお、資産及び負債の現行の定義 に対して示されている疑問点は、次 のとおりである。

- 「予想される (expected)」は何 を意味するのか。「可能性が高い (probable)」とは異なるのか。
- なぜ、現在の状況よりも将来の 経済的便益の流入又は流出に焦点 を当てるのか。
- なぜ、過去の取引を識別する必 要があるのか。
- 資産の定義における「支配」と は、何を意味するのか。
- 負債の定義は、契約に基づかな

い債務にどのように適用されるのか。

一 資本を定義すべきか。定義する としたら、どのように定義するの か。

(考え方の方向性)

概念フレームワークは、従うべき 原則の束である。構成要素を定義し ても、基準レベルでの規定も必要と なる。

構成要素はまず、負債を定義する ことが有用だと考えている。負債と は、他の当事者に対する現在の債務 である。なお、負債を定義しても、 IAS第32号「金融商品:表示」での 規定が必要である。IAS第32号の規 定がないと、複雑な金融商品が負債 なのか又は資本なのかの解釈ができ ないと考えている。また、資産とは 潜在的に区別可能な権利の束である と定義できないか検討している。多 くの場合、さまざまな権利が1つの 資産に組み込まれており、これらの 権利を区別することが適当である。 ただし、フレームワークで規定する のは、こうした概念レベルの事項で あり、ある特定の種類の資産が存在 する場合に、実際に権利を区別する 会計処理が適当か否かを規定するの は個別の基準書の役割である。資産 は企業が支配しているものであると すれば、「支配」とは何かを規定し なければならない。この場合も、フ レームワークで支配の概念を記述す るとしても、基準レベルでの規定も 必要になる。

このように、フレームワークはIASB へ基本的な考え方を提供し、具体的な問題解決はあくまでも基準書の開発において行われることになる。なお、フレームワークは絶対的なもの

ではなく、場合によっては、基準開発においてフレームワークから離れる必要が生じることもあり得る。ただし、フレームワークから離れる場合、IASBはその理由を説明する義務があるというような形をとることが考えられる。

② 測 定

例えば、測定を1つの属性による か複数の属性によるかを検討する必 要がある。フレームワークでは何が 最善の測定かを検討するが、単一の 測定属性がデフォルトではない。複 数の属性により測定する場合、測定 対象項目にとって最適な測定属性が 何かを考慮しなければならない。最 適な属性を選ぶ際には、キャッシュ・ フローの最善の見積りを表現する属 性を選ぶことになるだろう。ここで、 事業モデルが鍵となるかもしれない。 例えば、IFRS第9号「金融商品」 はこうした考え方に立脚している。 すなわち、契約キャッシュ・フロー を回収するために資産を保有する事 業モデルにおいては、測定属性はそ れを反映するもの、つまり、償却原 価ということになる。一方、有価証 券を活発に取引し、市場での売買に より利益を獲得することが事業モデ ルであれば、最適な属性は公正価値 となる。常に最善の測定属性が「公 正価値」となるわけではない。この ように、測定における最適な属性が 事業モデルを反映するものとすれば、 事業モデルはキャッシュ・フローと 関連付けられることが重要となろう。

③ 報告企業

2010年3月、IASBとFASBは、公 開草案「財務報告に関する概念フレー ムワーク:報告企業」を公表した。 財務報告の目的が「報告企業」に言 及しているため、報告企業の概念の 意味するところを明らかにすること を通じて、財務報告の目的をよりよ く達成することが意図された。本公 開草案において提案された報告企業 のうち、①経済的活動の確定された 領域であること、②法的な事業体で ある必要はないこと、及び③連結財 務諸表は一般目的であることが理事 会において暫定決定された。

報告企業を規定することは、誰が 財務諸表を作成するのかを決定する ことと近似するとも考えられる。こ のため、どのような主体がIFRSへ のコンプライアンスを主張するのが 適切かという観点からアプローチす ることを検討している。

4 表示

表示は、概念フレームワーク・プロジェクトの一番困難な部分であり、財務諸表の目的や報告対象にも関わる論点を含んでいる。また、損益計算書は重要な計算書であり、貸借対照表はその基盤となるというような財務諸表の相互関係もテーマとなる。

包括利益やOCIからのリサイクリ ングなどもここで取り組むことを想 定している。例えば、包括利益はす べての所有者持分の変動であるとい う概要も修正する可能性がある。ま た、非支配持分の変動は包括利益の 一部となっているが、こうした点も 検討を要するかもしれない。OCIの 定義を示すべきとの意見も聞かれる が、利益を定義するアプローチも考 えられる。他にも、営業利益とは何 か、営業活動や財務活動を区分すべ きかという論点もあるが、いずれに せよ、表示される数字に意味を持た せることが重要である。しかし、 OCIに原則が必要ないということを

意図しているわけではない。利益の 定義を明確にすることで、OCIとな るべき事項の範囲やリサイクリング の要否も導かれる可能性がある。

⑤ 開 示

どのような場合に開示を拡大すべ きなのかという原則を明確にする。 例えば、累計情報及び分解情報、補 足情報、リスクと機会に関する情報、 及び重要性についての原則を明確化

することを意図している。利用者が 十分な追加情報を入手できるように したいが、過剰ではいけない。2013 年1月28日に開催された開示フォー ラムのフィードバックは、今後、公 表する予定である。

4. タイムテーブル

概念フレームワーク・プロジェク トの今後の予定は、次のとおりであ

時 期	予 定
2013年2月	ディスカッション・ペーパーの最初のドラフトを提示 (主要な問題を取り扱う一連のペーパー)
2013年6月	ディスカッション・ペーパーの公表
2014年8月	公開草案の公表
2015年9月	最終化

IASBはこうした書類へのフィー ドバックを期待している。

Ⅱ 質疑応答

概要説明の後の質疑応答では、次 のような意見交換が行われた。

(損益重視)

構成要素は、日本において関心の 高い分野の1つである。IASBは資 産負債アプローチで、公正価値を重 視しているとの誤解もあったように 見受けられるが、IASBは損益を重 視しているのか、再確認する質問が あった。これに対し、IASBは損益 を重視しており、公正価値のみを重 視しているわけではないとの見解が 示された。公正価値も原価も有効な 測定属性であり、これから最適な測 定属性の検討が詰められることにな るとの説明があった。

(表示についてのフレームワークと 基準書の関係)

かつて、財務諸表表示について基 準書レベルでのプロジェクトやこれ についての多くの議論が存在したこ とを背景に、フレームワークと基準 書がそれぞれ規定する事項の線引き を含め、フレームワークで規定する 領域について質問がなされた。これ に対して、表示及び開示については、 フレームワークでは、損益計算書の 目的を踏まえ、貸借対照表との関係 を明らかにするという原則を規定し、 この原則をどう具体化するかは、そ の後に基準レベルで規定することが 考えられるとの見解が示された。例 えば、「より多くの情報を提示しな ければならないのは、不確実性が高 い場合である」というような原則を フレームワークで規定し、基準レベ ルでこれを具体化するということで ある。

(重要性)

情報の質的特性として「重要性」 と「コスト」も重要な要素であると 考えていることを踏まえ、両者が基 本的特性であるとも考えられるとの 意見があった。これに対して、両者 における現状のフレームワークでの

位置付けが説明され、加えて、個別の基準設定レベルでも両者は勘案されることや、その意義の周知の必要性についての説明があった。

(その他の包括利益 (OCI))

OCI、純利益及びリサイクリングは、表示の一部ではなく、認識の問題ではないかとの質問がなされた。加えて、財務諸表表示においてキャッシュ・フローの表示が決定されるかどうか、総額表示への懸念を中心に質問があった。これに対して、表示という分野の中で認識などその他の分野に関連する事項も扱われ得ること及び基準レベルでの総額表示の規定に踏み込むことは想定していない旨が説明された。

(開 示)

基準によって開示要件が規定されるが、業種により必要な開示が異なる。開示の要否については監査人とも議論となるが、現時点では直接的な重要性判断についてガイダンスな傾向にある。ついては、目的適合性のある情報のみ開示されるような見があった。これに対して、過剰な見があった。これに対して、過剰な用示の課題については、必ずしもフレムワークの開発を待つ必要はなく、必要に応じて基準レベルで対応しつつ、開示に関する関係者の議論の中でも検討が行われる旨が説明された。

Ⅲ 結びに代えて

IASBの概念フレームワークは、 我が国にとっても関心の高い分野の 1つであり、本説明会は、関係者が 概要を理解するための有用な機会と なった。2013年2月のIASB理事会 において概念フレームワーク案のたたき台が示され、さらに議論が深められることになる。今後ともその動向について注視が必要である。

(日本公認会計士協会自主規制·業 務本部/公認会計士 出居美智子)

〈注〉

- 1 ただし、基準書が存在しない場合にフレームワークを会計方針の決定上参照する必要性については、IAS第8号第11項を参照のこと。
- 2 2011年7月にIASBは、将来の作業計画の戦略的方向性と全体的バランスに関する広範な一般のコメントを求めるための公開協議を開始した。なお、IASBはこの公開協議に対する回答を受け、2012年12月に、将来の優先事項を示すフィードバック文書を公表し、将来のアジェンダに関する協議を完了した。フィードバック文書によれば、基準設定のための首尾一貫した実務的な基礎となる概念フレームワークに関する作業をIASBが優先させることに、ほぼ全員一致の支持があったとされている。
- 3 Hans Hoogervorst IASB議長は、2012年9月に欧州会計士連盟(FEE)の会合において、「慎重性の概念:死んでいるのか生きているのか(The Concept of Prudence: dead or alive?)」と題したスピーチで慎重性の概念に言及している。(http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/2012/Concept%20of%20Prudence%20speech.pdf)
- 4 IFRS 財団は、2012年11月に 「コメント募集:会計基準アドバ イザリー・フォーラム (ASAF) 設置の提案」と題した公開協議文

書を公表した。ASAFの主な目的は、IASBに対して技術的な助言とフィードバックを提供することである。

2013年2月、コメント募集の回答で寄せられたコメントを分析したフィードバック文書が公表され、ASAF設置に対する高水準の支持が示された。

なお、同時にASAFメンバーの 候補募集が行われている。